

国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (実施等) 第4条 (略) 2 (略) 3 委員会は、組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設(以下「組織等」という。)に対して、情報提供及び協力を求めることができる。 4 (略)</p>	<p>本則 (実施等) 第4条 (略) 2 (略) 3 委員会は、組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設(以下「組織等」という。)に対して、情報提供及び協力を求めることができる。 4 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。